

社会福祉法人魚沼更生福祉会 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人魚沼更生福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長の法人の執務に対する報酬は、月額25,000円とする。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等の理事会、評議員会、監査会、施設運営会議、その他法人の業務に応じた報酬及び費用弁償（以下、報酬等という。）を別表1のとおり支給する。
- (3) 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 第2条第1項第1号の報酬は、毎月25日に支給する。ただし、支払日が休日の場合、又は金融機関が休みの場合はその前日に支給する。

- 2 第2条第1項第2号の報酬及び費用弁償はその都度、支給する。
- 3 非常勤役員等が職務のために出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬額の決定)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。

- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間100,000円以内とする。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

(非常勤役員等の法人業務に応じた報酬)

役職名	報酬 (月額)	費用弁償の額
評議員	4,000円	交通費実費
理事	4,000円	交通費実費
監事	4,000円	交通費実費